

## 千葉県情報公開条例等の一部を改正する条例（案）の概要

### 1 改正理由

個人情報保護法の改正により、令和5年4月から個人情報保護法が地方公共団体に適用されることに伴い、行政文書の定義について、個人情報保護法と同様の規定となるよう改正を行うものです。

### 2 主な改正内容

現行の情報公開条例では、「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

このうち、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であつて、規則※で定めるもの」が行政文書から除かれています。これについても行政文書に含めるものとします。

※千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則

### 3 施行年月日（予定）

令和5年4月1日